

令和2年3月第4回亶理町議会定例会会議録（第1号）

○ 令和2年2月27日第4回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 小野 一雄 2 番 鈴木 邦彦

3 番 高野 進 4 番 結城 喜和

5 番 安藤 美重子 6 番 大槻 和弘

7 番 鈴木 秀一 8 番 小野 明子

9 番 佐藤 邦彦 10番 木村 満

11番 森 義洋 12番 渡邊 健一

13番 澤井 俊一 14番 佐藤 正司

15番 鈴木 高行 16番 熊田 芳子

17番 鈴木 邦昭 18番 佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐 々 木 人 見	企 画 財 政 課 長	大 堀 俊 之
税 務 課 長	佐 々 木 厚	町 民 生 活 課 長	関 本 博 之
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	子 ども 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	齋 義 弘	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 長	奥 野 光 正
教 育 次 長 兼 学 務 課 長	南 條 守 一	生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 々 木 人 見
代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

議長諸報告

日程第 3 令和2年度施政方針及び提出議案の説明

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

会議が始まる前に議員各位にご連絡いたします。

本日の会議は、取材のため報道機関から傍聴席での写真撮影の申し入れを許可いたしております。ご了承願います。

これより令和2年3月第4回亘理町議会定例会を開会いたします。

まず、感染症の拡大防止のため、出席者はマスクを着用することを許可しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、13番 澤井俊一議員、14番 佐藤正司議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から3月16日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの19日間に決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案10件、補正予算案6件、工事請負変更契約の外7件並びに令和2年度各種会計予算案10件、報告2件の合計35件の議案が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を11名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。陳情2件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第5、議員派遣の件について、会議規則第126条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定しましたので報告いたします。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり議員派遣結果報告書3件が提出されておりますので報告いたします。

第6、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第7、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告します。

以上で諸般の報告は終わります。

日程第3 令和2年度施政方針及び提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第3、令和2年度施政方針及び提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山 田 周 伸 君 登壇〕

町 長（山田周伸君） 本日、ここに第4回互理町議会定例会が開会され、令和2年度の当初予算並びに諸議案をご審議いただくに当たり、私の町政に取り組む所信の一端と主要な施策につきましてご説明を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が平成30年5月に町民の皆様のご信頼と期待をいただき、互理町長としての重責を担わせていただいていたから1年9カ月が過ぎようとしております。就任以来、町政に対する皆様のご意見、ご提言をお聞きしながら、私の理念であります「豊かな心が溢れる互理」の推進に全力を傾注してまいりました。この間、町議会並びに町民の皆様から賜りました数々のご支援、ご厚情に対し心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、町長就任3年目となる令和2年度は、「互理町震災復興計画」の最終年度となる節目の年であります。復興事業については現在、計画していた事業の全てが完了、もしくは実施中であり、着手率は100%に到達しているところであります。完遂に向け残された事業を着実に取り組み、復興の総仕上げを行ってまいる所存であります。そのような中、平成30年1月に着工しました役場新庁舎・保健福祉センターの建設工事が昨秋に無事完了し、今年1月6日に業務を開始いたしました。復興のシンボルとして、親しみやすく訪れやすい「笑顔広がる交流拠点」、また未来に続く健康づくりの活動拠点を目指して、各種業務・事業を展開してまいります。

昨年は豪雨、台風、地震などの自然災害が頻発し、日本各地に甚大な被害をもたらしました。本町においても10月の台風第19号の接近に伴い大雨特別警報、洪水警報等が発令され、住家の床上・床下浸水や道路冠水、農地への稲わら流入など多くの被害が発生しました。幸いにも人的被害はありませんでしたが、従来の見解では予測しがたい異常気象が続き、改めて備えの重要性を痛感したところであります。今後も引き続き、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、平成28年度から向こう10カ年を計画期間としてスタートした「第5次互理町総合発展計画」において、令和2年度は実施計画のベースとなる前期基本計画の最終年度となります。「互理町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体となった後期基本計画の策定に向け、町民意向の把握や事業の実施状況調査、主要課

題の整理等を行うとともに、将来に向けて持続可能な発展を遂げていくために、基本理念である「また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまち わたり」の実現を目指し、各種施策のさらなる推進を図ってまいり所存でありますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各分野における施策の基本的な考え方とその概要についてご説明申し上げます。

令和2年度当初予算につきましては、前年度に引き続き復興事業の完遂に向けた各種施策を展開していくほか、震災以外の住民生活に欠かすことのできない事業につきましても、行政サービスの安定供給に努めながら、着実な事業の実施を推進してまいります。

初めに、令和2年度の一般会計予算並びに各種特別会計等の予算の総額についてご説明申し上げます。

令和2年度の亘理町一般会計、特別会計、企業会計の歳入歳出予算の総額は、247億6,514万8,000円となり、前年度と比較しますと13.5%の減となったものであります。

「亘理町一般会計」の歳入歳出予算の総額は136億6,600万円であり、平成31年度当初予算と比較しますと23.5%の減となっております。

続きまして、特別会計等になりますが、「亘理町国民健康保険特別会計」の歳入歳出予算の総額は38億1,867万3,000円で前年度対比1.0%の増、「亘理町奨学資金貸付特別会計」の歳入歳出予算の総額は600万8,000円で前年度対比2.5%の増、

「亘理町土地取得特別会計」の歳入歳出予算の総額は506万6,000円で前年度と同額、「亘理町介護保険特別会計」の歳入歳出予算の総額は30億5,023万4,000円で前年度対比1.6%の増、「わたり温泉鳥の海特別会計」の歳入歳出予算の総額は1,108万1,000円で前年度対比47.6%の増、「亘理町後期高齢者医療特別会計」の歳入歳出予算の総額は3億6,359万5,000円で前年度対比3.5%の増、「亘理町工業用地等造成事業特別会計」の歳入歳出予算の総額は9,815万2,000円で前年度対比67.5%の減としたところであります。

次に、「亘理町水道事業会計」の歳入歳出予算の総額について申し上げます。本会計の収益的支出は8億6,443万6,000円で前年度対比1.6%の減、資本的支出が5億1,979万9,000円で前年度対比2.6%の減となっております。

また、令和2年度より公共下水道事業会計が特別会計から企業会計へと移行いたします。「亘理町公共下水道事業会計」の総額については、収益的支出が9億4,240万8,000円、資本的支出が14億1,969万6,000円となっております。

それでは、主要な施策の概要について、第5次亘理町総合発展計画に基づく持続可能なまちの基盤づくり、わたしとわたりのブランドづくり、ともに学び育て合う人づくり、未来に続く健康づくり、絆を深める自治づくり、この5本の柱を中心にご説明申し上げます。

まず、持続可能なまちの基盤づくりについて申し上げます。

町民の皆様の定住意向に応え、暮らしの満足度を高め、本町の持続的安定成長を図っていく上で、町の基盤整備は大変重要であります。

初めに、観光・交流のための拠点となる駅周辺整備としまして、逢隈駅のトイレをバリアフリーに配慮した多目的トイレとして改修するとともに、通路シェルターを設置するなど、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

道路・交通網の整備につきましては、復興事業として、避難道路である町道荒浜大通線、五十刈線、橋本堀添線について令和2年度での完成を目指し、重点的に整備を推進していくとともに、荒浜江下線においては、鳥の海スマートインターチェンジ付近に案内看板を設置し利便性の向上を図ってまいります。社会資本整備総合交付金事業としましては、通学路となっている町道板橋一本松線の整備や橋梁の点検整備等を実施いたします。また、町民の皆様の生活に直結する身近な町道について、計画的に改良・舗装・側溝整備を行っていくとともに、豪雨対策としての河川改修につきましても、継続的に推進し生活環境の向上を図ってまいります。公共交通の利便性向上としましては、町民乗合自動車「さざんか号」の運行を継続するほか、7月からは町内循環乗合バス「わたりん号」にかえてデマンド型乗合タクシーの運行を開始する計画であり、公共交通空白地帯の解消とさらなる利便性の向上に努めてまいります。

住宅対策の充実につきましては、町営住宅の長寿命化計画の見直しを行い現有施設の耐久化を図るとともに、老朽化が進んでいる住宅もあることから統廃合についても検討してまいります。また、管理代行業務を通して全ての町営住宅について包括的な維持管理を実施してまいります。さらには、空き家所有者と利用希望者とのマッチングを行う「空き家バンク」を創設し、町内の空き家の有効活用を

通して空き家問題の解消と定住促進による地域の活性化を図ってまいります。

公園・緑地の整備につきましては、「これからの亘理町を支える世代の方が住みやすいまちづくりは、亘理をより豊かな町へとしてくれる」との考えから、町内各所に所在する公園・広場の維持管理を徹底してまいります。ふれあい交流拠点と位置づけている鳥の海公園につきましては、陸上競技場、野球場に加え、新たに多目的広場の整備が完了する予定であることから、公園施設を活用したイベントの充実を図り、さらなる交流の拡充・創出に努めてまいります。また、身近な公園・広場の整備充実を図るため、吉田東部地区の街区公園について造成工事に着手してまいります。

上下水道の整備につきましては、上下水道施設は健康で快適な生活を送る上で極めて重要な社会基盤であります。水道事業におきましては、老朽管の更新事業を計画的に進めるとともに、施設の耐震化を図り災害に強いライフラインとして整備するなど、着実の事業を推進し、引き続き良質で安全な水の安定供給に努めてまいります。下水道事業につきましては、下水道管・ポンプ場といった既存施設の適切な維持管理を行うほか、浜吉田駅周辺地域を中心とした整備区域の拡大、さらには面整備工事を推進し、下水道の普及率向上に努めるとともに、耐震化がなされていない管路施設について地震対策計画を策定いたします。公共下水道の対象地域以外の地域においては、合併処理浄化槽の設置及び維持管理補助事業により整備促進を図ってまいります。雨水処理におきましては、前年度に引き続き流入ごみ等の円滑な処理を目的に荒浜雨水ポンプ場の自動除塵機設置工事を実施するほか、雨水幹線の補修工事等を行ってまいります。また、人口減少や施設の老朽化など公共下水道事業を取り巻く状況が変化する中、将来にわたって持続可能な経営を確保するため、令和2年度から公営企業会計導入し、経営基盤の強化を図ってまいります。

環境保全と景観形成の推進につきましては、本町の豊かな自然環境を保全し、地域ぐるみで循環型社会形成に取り組む指針であります「亘理町環境基本条例」及び「亘理町環境基本計画」に基づき、環境保全活動等の充実などに取り組んでまいります。令和2年度においては、次期環境基本計画の策定、審議を行う計画であるほか、鳥の海湾内や阿武隈川などの水質調査を継続してまいります。また、交通騒音などの環境・公害問題についても関係機関との連携のもと、総合的な環

境監視体制の確立に努めてまいります。

放射能関連対策につきましても、町民の皆様の「安全」・「安心」のため、引き続き空間放射線量のモニタリングを実施して情報提供を行ってまいります。また、放射性物質が基準値を超えた稲わらなどの指定廃棄物につきましても、国の長期管理施設が整備されるまでの間、一時保管施設において厳重に管理してまいります。

公衆衛生とリサイクル対策の充実につきましては、ごみの分別・リサイクル活動をより一層推進するため、子供会や町内会等が行う再生資源の集団回収事業に対するリサイクル奨励金を継続して交付し、町民主導のリサイクル活動を支援します。また、ごみの分別について今後とも町民への周知と啓発に努めるとともに、明るく清潔なごみ集積所の整備のため引き続き新設及び修繕に対する助成を行い、分別収集の徹底を図ってまいります。

続きまして、わたしとわたりのブランドづくりについて述べさせていただきます。

農業の振興につきましては、生産基盤の整備を進め、認定農業者や集落営農組織等への農地集積や支援措置等の集中的かつ重点的な実施等により、規模拡大や複合経営化を推進し、自立できる経営農家の育成を図ってまいります。令和2年度においては、産地の収益力強化を図るため、経営発展や先進的な経営確立の取り組みを行う農業経営体が融資を受けて農業用機械・施設を導入する事業に対して支援を行ってまいります。低コスト・高収益に向けた生産基盤として整備した1,200ヘクタールに及ぶ大規模ほ場整備事業につきましては、前年度に引き続き換地業務を推進していくとともに、整地付帯工事などを実施してまいります。また、町が整備した農業用機械・施設の利用者からの寄附を原資とする農業復興地域還元事業として、令和2年度は新規就農者の農業用機械等購入費用及び果樹農業者の苗木等購入費用に対して一部助成を行い支援してまいります。地域農業の担い手育成につきましては、大規模ほ場整備事業における一定規模以上の担い手農家について、農地賃貸借料に対する助成を継続して行ってまいります。このほか、用排水路整備事業として、近年頻発する大雨の際に上流からの土砂流入により閉塞する吉田松崎地区の内谷沢について、新たに沈砂池の整備を行い、下流部農地などへの土砂流出等の被害軽減を図ってまいります。

水産業の振興につきましては、令和2年度においても、各種漁業関係事業への補助金を継続して支援することにより、漁業技術の向上を初め、獲る漁業からつく

り育てる資源管理型栽培漁業の促進、さらには、新規漁業者への定住支援等による担い手や後継者の育成・確保など、水産業の振興を図ってまいります。また、「水産まつり」を初めとする各種イベントの実施を通して、地元で水揚げされる水産物のPRにも努めてまいります。

工業の振興につきましては、全国的に人口減少社会が進行する中、地元雇用の確保・拡大により人口減少に歯どめをかけ定住人口をふやすため、企業誘致を町の重点施策として展開してまいりました。これまでに企業4社を誘致し、進出していただいているところですが、令和2年度においても、鳥の海スマートインターチェンジなどの公共交通ネットワークの充実などをPRするとともに、引き続き企業訪問等を継続し、新たな企業の誘致に向け重点的に取り組んでまいります。

商業の振興につきましては、まちなにぎわいや活力を演出する場所として、魅力あるまちづくりに貢献できる地域商業機能の拡充や地域特産品の開発・販売等を推進し、地域商業の再生・活性化に努めてまいります。令和2年度においても、中小企業の運転資金・設備資金の利子補給金等の交付を実施するほか、中心商店街の空洞化対策につきましても、空き店舗活用推進事業補助金の交付など、その対策を講じてまいります。また、新たに亘理山元商工会が実施する伴走型創業加速化支援事業に補助金を交付し、開業から一定期間以内の事業者に対し販売促進等の支援を行ってまいります。さらに、「伊達なわたりまるごとフェア」などのイベントを開催するほか、観光ガイドブックの刷新を図り、町内商店の魅力や地域特産品等を積極的にPRしてまいります。

観光の振興につきましては、新たな交流人口増加につながる観光産業を第三の基幹産業と捉え関連産業の育成を図ってまいります。震災後においては指定管理によりリニューアルしました「わたり温泉鳥の海」を本町の観光・交流拠点施設と位置づけ、観光客の誘致に努めているところでありますが、隣接する鳥の海公園内において新たに多目的広場の整備が完了する見込みであります。陸上競技場・野球場を初め、「きずなぼーと“わたり”」や「荒浜にぎわい回廊商店街」、さらには通年運営を開始した「海洋センター艇庫」などが一大観光エリアを形成し、大勢の観光客が訪れ「にぎわい」を見せておりますことを大変うれしく感じております。令和2年度におきましては、さらなる活力を呼び起こす施策として、荒

浜海水浴場を10年ぶりに再開する予定であります。これらの観光資源が相乗効果を生み出し、今以上の活力とにぎわいを見せてくれるものと大いに期待しているところであります。また、荒浜地区だけでなく亘理町全体として集客する方法を考えていく必要があることから、「山」「川」「里」「海」がワンセットになった環境、四季折々の自然景観、おいしい食材、歴史や文化財などの資源を組み合わせた滞在型の観光の創造を目指し、まちを挙げて観光客の誘致に取り組んでまいります。

次に、ともに学び育て合う人づくりについて述べさせていただきます。

学校教育の充実につきましては、家庭や地域のニーズを踏まえながら、社会情勢が大きく変化する中でさまざまな教育課題に適切に取り組んでまいります。本町では特色ある教育活動の実践と学校教育の質の維持・向上を目的に高屋小学校において「小規模特認校制度」を導入しておりますが、令和2年度から荒浜中学校を新たに指定いたします。生徒一人一人と向き合ったきめ細やかな指導のもと、しっかりとした学力と豊かな人間性を育てまいります。ハード面においては、学校施設等の中長期的な維持管理計画であります「亘理町学校施設長寿命化計画」に基づき、各小・中学校において施設の適切な維持管理を行うほか、修繕や安全対策等が必要な箇所について順次改修を行い、施設の改善・整備に努めてまいります。また、近年のグローバル化、情報化などによる急速な社会の変化に対応するため、国の新学習指導要領において情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられたところであり、令和2年度以降順次、新要領に基づいた教育課程が編成されます。本町においては昨年、電子黒板及びタブレット端末を導入したところではありますが、令和2年度においてもタブレット端末を増台し、ICT活用能力の向上を推進してまいります。ソフト面においては、不登校を初め、いじめ、暴力行為、家庭内での児童虐待等など、児童・生徒が抱える諸問題や生徒指導上の課題に対応するため、引き続き、専門的な知識・技術を持つスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、教育相談体制の整備充実を図るほか、亘理町いじめ問題対策連絡協議会・専門委員会等において現状の問題・課題の調査等を実施し、いじめ根絶に向けた取り組みの充実を図ってまいります。スクールカウンセラーにつきましても、各小・中学校に配置し、児童生徒の悩み、不安、ストレス等を積極的に受けとめ、その問題解消に努めてまいります。

す。また、震災で被災した地区を中心に児童・生徒の学力低下を防ぐため、夏休みや放課後の学習会開催による学習支援等を継続するとともに、東日本大震災による住環境や家庭の経済状況の変化等の影響から学校生活に困難を抱えるようになった子供たちについて、学校とは別に学習の支援や悩み事の相談を行う「心のケアハウス」の運営を通して、引き続き学校復帰や自立支援の取り組みを行ってまいります。学校におきましては、「わたりサンフラワープロジェクト」や「わたりこどもサミット」などの志教育事業に学校・家庭・地域が協力・連携して取り組むことで、児童・生徒の規範意識を大切にした「心の教育」と「志教育」を推進するとともに、食育の推進として学校給食の充実を図り、食への知識や技能を高め、みずからの健康づくりに意欲的に取り組む児童・生徒を育ててまいります。

生涯学習体制の充実と活動の推進につきましては、町民の皆様一人一人が心豊かで生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、生涯にわたり学習と交流ができる環境、そして生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを推進してまいります。令和2年度においても継続的な各種事業の実施と、防災広場や運動場を含めた各施設の適切な維持管理を行うとともに、鳥の海公園内に多目的広場が完成することから、陸上競技場及び野球場等の関連施設を含め、より有効的な活用方法を検討してまいります。生涯スポーツの振興としましては、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、多様なスポーツイベントの開催に努めてまいります。健康志向の高まりや趣味の多様化などから近年愛好者が増加している自転車について、令和2年度においてもロードレース開催に対する助成を行うほか、ハーフマラソンの日本陸連公認コースを取得し、わたり復興マラソン大会において新たな種目として設定する計画であります。また、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴う聖火リレーについて、宮城県内のリレールートの一つに本町が選ばれたことから、町を挙げて盛大に盛り上げるとともに、復興ありがとうホストタウン事業として、イスラエルのオリンピック関係者の方々と町民との交流事業を実施する予定であります。文化財の保護・伝承及び活用としましては、国指定史跡であります「三十三間堂官衙遺跡」について整備の基本設計を実施するとともに、「亙理伊達家歴代墓所」について、町指定文化財「伊達実元霊屋」の修復に着手し、貴重な文化財の保護体制及び周知

活動の充実等に努めてまいります。

続きまして、未来に続く健康づくりについて述べさせていただきます。

保健・医療・福祉の連携強化と活動拠点の整備につきましては、健康寿命の延伸と健康格差の縮小のための活動拠点として整備を進めてまいりました保健福祉センターがこのたび完成し、1月より業務を開始しております。「誰もが元気になる、誰もが元気を作れる」未来に続く健康づくりを目指して各種事業を展開してまいります。

健康づくりの推進につきましては、町民一人一人がライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう、「第二次健康わたり21」及び「第3次亘理町食育推進計画」に基づき、事業の推進を図ってまいります。亘理郡医師会などと連携しながら、妊婦健診や乳幼児健診といった母子保健対策事業及び予防接種事業を継続していくほか、各種がん検診事業等についても総合健診として受診しやすい体制を整え受診率の向上を図り、早期発見・早期治療に努めてまいります。若人健診や特定健診、シルバー健診につきましても、受診率の向上を図るとともに、受診結果に基づく食生活や運動等の生活改善指導を行い、生活習慣病等の発症と重症化を予防し、あわせて国民健康保健医療費等の抑制に努めてまいります。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供を目的に、令和2年度から新たに「亘理町子育て世代包括支援センター」を保健福祉センター内に開設いたします。母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行ってまいります。

保健・医療体制の充実につきましては、町民の皆様が安心して健康で暮らせるよう支援するため、令和2年度においても各種医療費助成事業を初め、休日歯科診療、休日在宅当番医制のほか、平日夜間初期救急診療、休日・夜間病院群輪番制等を継続して実施することで、町民の皆様の一次及び二次救急医療に対する「安心」の確保に努めてまいります。

児童福祉・子育て支援対策の充実につきましては、少子化の進行といった今日の状況を踏まえ、子育ては社会全体への貢献でもあるということを認識し、「第2期亘理町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ってまいります。初めに、重要な課題となっている保育所の待機児童問題につきましては、これまで積極的に民間保育施設の誘致を

行ってきたことから、近年待機児童数は減少傾向となっております。少子化対策として昨年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されており、入所希望者の増加や保育の質の確保などが懸念されておりますが、今後も既存施設での受け入れ人数の拡大や私立保育所に対する運営費及び各種事業費補助を継続し支援するなど、引き続きその対策を講じてまいります。また、多様化する子育て家庭のニーズに対応するため、ファミリーサポートセンター事業及び子供・保護者等が地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような必要な支援を行う利用者支援事業について、事業の充実を図るほか、病児保育、延長保育、障がい児保育事業等につきましても継続して実施することで、質の高い子育て支援サービスを提供してまいります。さらには、子ども医療費助成や町内の小学校に入学する第3子以降の児童に対する学校用品等購入費用の一部助成についても継続し、子育て世代における経済的負担の軽減を図ってまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、2025年に迎えるといわれている、団塊の世代が75歳以上となる超高齢化社会に向けて、高齢者一人一人の心身の状態に応じて、可能な限り住みなれた地域で自分らしい日常生活が送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、健康づくり茶話会や介護予防運動教室、脳活性化教室等の介護予防事業の推進、在宅医療と介護の連携等、各種事業を推進してまいります。認知症施策としましては、「認知症カフェ」の開催や「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症になっても地域において安心して暮らしていくことができる体制の構築を図ってまいります。また、介護予防・日常生活総合支援事業の充実を図るため、生活支援コーディネーターの活動などを通して、引き続き住民主体の多様な生活支援サービスの資源把握及び開発に努めるとともに、支援が必要な人に必要な支援サービスが行き届くように、ホームヘルパーによる訪問型サービスを細分化し、非専門職でも対応可能な生活援助サービスを新たに構築し、サービス提供体制の強化を図ってまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、「亶理町第2期障害者計画」及び「亶理町第5期障害福祉計画」に基づき、障がいの有無にかかわらず共に歩む社会を目指す「ノーマライゼーション」と障がいのある人の社会復帰や社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念に沿って、医療費助成や相談業務の拡充など、障

がいの者の自立と社会参加の促進を支援し、かつ、障がいのある人が安心して暮らすことができる地域づくりを推進してまいります。また、令和3年度からの次期障害者計画等の策定に向け、アンケート調査や事業実施状況の評価、課題の取りまとめ等を実施してまいります。

続きまして、絆を深める自治づくりについて述べさせていただきます。

互理町内5地区にあるまちづくり協議会を生かしながら、町民の皆様に「町のあべき将来像」を描いていただき、地域住民の方々などと協働でまちづくりを推進してまいります。

地域活動・コミュニティ活動の充実につきましては、地域づくりの充実や地区住民の参画機会を確保し、住民による自治を構築するため設立された「まちづくり協議会」を中心に、地域活動の活性化を促進してまいります。令和2年度からは中央公民館内に互理地区交流センターを開設するとともに、各地区交流センターがまちづくり協議会事務局業務を担い、さらなる連携強化及び情報の共有化を図ってまいります。

防災対策、消防・救急対策の充実につきましては、大規模災害などからの「安全」・「安心」は町民の生命と財産に直接かかわることであり、それを守ることは行政の果たすべき何よりも重要な課題であると考えております。先ほど申し上げましたとおり、昨年においては台風第19号による床上・床下浸水や農業被害等が発生するなど、災害に備えたまちづくりの重要性を再認識した年でありました。災害はいつどこで発生するかわかりませんが、「必ず起こる」という危機意識を常に持ち、「互理町地域防災計画」の指針に沿って、大規模災害に備えた地域防災体制の整備充実を進めてまいります。災害時には特に重要となる「自助」と「共助」の意識を醸成するため、消防署や自主防災組織との連携を図りながら、さまざまな状況を想定して継続的に防災訓練を実施してまいります。また、令和2年度において避難道路整備が完了する予定であることから、津波からの避難誘導や災害種別ごとの避難場所を標記した「避難誘導防災サイン（看板）」を町内各所に設置するほか、町の中心となる公共ゾーン内に、災害時に必要となる各種物資の一元的な備蓄及び管理等を行う防災備蓄倉庫を整備してまいります。非常備消防につきましては、前年度に引き続き、老朽化が懸念される消防団小型ポンプ積載車の小型ポンプについて、年次計画により更新を行うほか、消防水利の不

足している地域に対する消火栓の整備や老朽化した防火水槽の補修などを進めてまいります。

交通安全・防犯対策の充実につきましては、地域の要望等を踏まえ、カーブミラーや道路照明灯といった交通安全施設等の整備、防犯灯の新規設置や修繕を計画的に進めるほか、警察署との連携や交通安全指導員、防犯実働隊、子ども見守り隊などの力をおかりして、見守りやパトロールの強化などにより、地域ぐるみで事故や犯罪を未然に防ぐ環境づくりに努めてまいります。

以上、令和2年度の私の町政に取り組む所信の一端と主要な施策につきましてご説明させていただきました。

令和2年度においては、東日本大震災からの復興の完遂を目指すとともに、「豊かな心が溢れる亘理」の推進を理念に、「また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまち」の実現に全庁一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様のさらなるご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和2年度の施政方針といたします。

次に、提出議案等についてご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げご審議いただきます議案は、施政方針の中でご説明申し上げました令和2年度亘理町一般会計予算及び各種特別会計等予算を含め予算関係議案16件及び予算外議案17件のほか、報告2件であります。

なお、令和2年度亘理町一般会計予算及び各種特別会計等予算につきましては、施政方針をもって概要説明とさせていただきます。

それでは、その他の議案について、その概要を申し上げます。

議案第11号「亘理町監査委員条例の一部を改正する条例」につきましては、平成29年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）において、条文が新設されたことに伴い所要の改正を行うとともに、監査委員の審査日数を現状のとおり改めたいことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第12号「亘理町交通安全指導員条例及び亘理町防犯実働隊条例を廃止する条例」につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日から施行されることに伴い、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されることから、交通指導員及び防犯実働隊に関する条例

を廃止するものであります。

議案第13号「亶理町印鑑条例の一部を改正する条例」につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、所要の改正を行うとともに文言の整理を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号「行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例」につきましては、令和2年4月1日から実施いたします行政組織機構の改編に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第15号「亶理町集会所条例の一部を改正する条例」につきましては、旧役場東分庁舎の一部を町民の皆様に集会所としてご利用いただくため、名称、所在地のほか、使用料等を定める必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員制度が創設されるとともに特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されることから、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第17号「亶理町B & G海洋センター条例の一部を改正する条例」につきましては、現在所有している舟艇器材の使用料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号「亶理町交通安全条例の一部を改正する条例」につきましては、交通安全思想の高揚と交通事故を防止することを目的として、近年の交通安全施策の動向を反映させるため、条例の一部を改正するものであります。

また、この改正に合わせ、宮城県による暴走族根絶モデル市町村の指定が終了したことに伴い、亶理町暴走族根絶運動推進条例を廃止するものであります。

議案第19号「亶理町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、平成29年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）において、条文が新設されたことに伴い所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号「亙理町水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましては、近隣市町と比較して高額であった水道加入金について、定住促進、さらには企業誘致促進の観点から減額するとともに、これまで町条例等に準じて運用していた上下水道台帳の印刷料金等に関し、条文を設け明確化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号「工事請負契約の締結について（令和元年度（仮称）亙理町防災備蓄倉庫建設工事）」につきましては、去る2月7日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第22号「工事請負契約の締結について（令和元年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事）」につきましては、去る2月14日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第23号「工事請負変更契約の締結について（令和元年度亙理第5-2号污水枝線工事）」につきましては、工事内容の一部変更に伴う請負金額の減額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第24号「町道の路線廃止について」及び議案第25号「町道の路線認定について」につきましては、県営ほ場整備事業の進捗に伴い道路の位置や起終点に変更が生じたことから、現在認定されている町道14路線を廃止し、新たに4路線を認定するものであります。

議案第26号「岩沼市外一市三町水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び岩沼市外一市三町水道水質検査協議会規約の変更について」につきましては、地方自治法第252条の6の規定により、令和2年4月1日から岩沼市外一市三町水道水質検査協議会に蔵王町が加入し、その規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第27号「令和元年度亙理町一般会計補正予算（第7号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,389万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億6,345万1,000円とし、あわせて繰越明許費の

設定、債務負担行為の追加及び変更、地方債の追加及び変更を行うものであります。一部追加補正となる事業もございますが、全般的に事業費の確定及び確定見込み等による減額補正が主なものになっております。

初めに、歳出補正予算につきましては、2款総務費におきまして、低所得者分のプレミアム付商品券事業費や亘理町議会議員選挙を初めとする各種選挙費など、事業費の確定及び確定見込みによる減額補正がその主なものになりますが、一部追加となるものにつきましては、復興管理事務経費において、国土交通省分の復興交付金事業の一部が完了したことから、返還金として7億8,311万2,000円を追加補正するものであります。

3款民生費につきましても、幼児教育・保育無償化事業費や児童手当等支給経費など、事業費の確定及び確定見込み等に伴う減額補正がその主なものになりますが、一部追加補正となるものにつきましては、障害者福祉費において、自立支援医療（更生医療）給付事業の利用者が増加していることから、扶助費636万8,000円を追加補正するものであります。また、子ども医療費支給経費においても、これまでの支給実績に基づき扶助費601万8,000円を追加補正するものであります。

4款衛生費につきましては、予防接種経費において、事業費の確定見込み等に伴い減額補正するものが主なものであります。

6款農林水産業費につきましても、鳥の海湾防災緑地整備事業費を初めとする各種事業費の確定及び確定見込み等における減額補正がその主なものになりますが、一部追加補正となるものにつきましては、県営農地整備事業費において、事業費の確定に伴い、農山漁村地域復興基盤総合整備事業負担金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業負担金と合わせて1,023万6,000円を追加補正するものであります。

7款商工費につきましては、亘理町工業用地等造成事業特別会計繰出金等の減額補正のほか、商工振興事務経費において、空き店舗活用推進事業補助金及び中小企業振興資金保証料補給金が不足する見込みであることから、補助金307万3,000円を追加補正するものが主なものであります。

8款土木費につきましても、復興関連盛土材確保事業、避難道路新設・整備事業、津波浸水区域支援事業などを初めとする各種事業費の確定見込み等による減額補正が主なものであり、土木費全体で5億9,147万5,000円を減額補正するものであ

ります。

9款消防費につきましても、防災行政無線管理経費において、役場庁舎移転に伴う各種防災関連機器の移設工事費が確定したことから700万円を減額補正するものが主なものであります。

10款教育費につきましても、私立幼稚園就園奨励費補助金など各種事業費の確定及び確定見込み等における減額補正が主なものになりますが、一部追加補正となるものにつきましては、小学校施設整備事業費において、老朽化している逢隈小学校の給水管改修工事費として4,000万円を追加補正するほか、小学校及び中学校施設管理経費において、国の構想に基づき学校ICT環境の整備を推進するため、GIGAスクール校内ネットワーク構築業務委託料として、合わせて2億999万円を追加補正するものであります。

次に、歳入項目の補正につきましては、歳出事業費の確定などに伴う収入見込額の補正のほか、地方譲与税等の各種交付金の確定及び確定見込みによる補正が主なものであります。

1款町税につきましては、実績に基づく収入見込額から、入湯税29万3,000円を追加補正するものであります。

9款地方特例交付金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分に対する財政措置について、一部が県負担金として交付されることとなったことから、子ども・子育て支援臨時交付金2,986万9,000円を減額補正するものであります。

10款地方交付税につきましては、震災復興特別交付税において、歳出における各種復興事業費の確定による減額等に伴い、1億605万円を減額補正するものであります。

12款分担金及び負担金につきましては、実績に基づく収入見込額から保育所負担金720万円を減額補正するものであります。

13款使用料及び手数料につきましても、実績に基づく収入見込額から各使用料を合わせて287万2,000円を減額補正するものであります。

14款・15款、国・県支出金につきましても、歳出における事業費の確定及び確定見込額により追加及び減額補正するものがその主なものであり、国庫支出金、県支出金の総額で1億94万2,000円の追加補正となったものであります。

16款財産収入につきましては、額の確定に伴い各種基金利子を補正するものであります。

17款寄附金につきましては、実績等に基づき農業復興地域還元事業寄附金207万7,000円を追加補正するものであります。

18款繰入金につきましては、歳出における復興事業費の減額等に伴い震災復興基金繰入金8,697万9,000円を減額補正するほか、東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出における復興事業費の減額分と一部事業完了に係る交付金返還分の繰り入れを合わせて3億7,611万円を追加補正するものであります。また、今回の補正の調整財源として財政調整基金繰入金4,379万7,000円を減額補正するものが主なものであります。

20款諸収入につきましては、実績等に基づき学校給食費納付金190万7,000円を減額補正するものが主なものであります。

21款町債につきましては、逢隈小学校の給水管改修事業及び各小・中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る財源として、学校教育施設等整備事業債1億3,040万円を追加補正するものが主なものであります。

次に、繰越明許費であります。年度内に完了することが難しい21事業について、総額6億1,336万9,000円を令和2年度に繰り越すため限度額の設定を行うものであります。

次に、債務負担行為の追加及び変更であります。令和元年度農業経営基盤強化資金利子助成について、令和2年度から令和10年度までの限度額を追加設定するとともに、避難道路整備事業である町道五十刈線道路改良工事について、事業の進捗状況により令和2年度の限度額を3億円から4億円に変更するものであります。

最後に、地方債の追加及び変更であります。学校教育施設等整備事業債について借入限度額を追加設定するとともに、地方創生道整備推進事業債及び林業施設災害復旧事業債について、それぞれ借入限度額の変更を行うものであります。

議案第28号「令和元年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,044万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,096万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、これまでの給付実績等から、一般被保険者療養給付費を初めとする2款保険給付費について、総額1億1,044万3,000円を追加補正するものであります。

歳入につきましては、歳出の追加補正に伴い、県支出金における普通交付金1億1,044万3,000円を追加補正するものであります。

議案第29号「令和元年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ719万2,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、歳出において貸付金額の確定により183万9,000円を減額補正するほか、歳入において奨学金貸付金収入131万6,000円を追加補正するものであり、歳入歳出差し引きによる歳入超過額316万8,000円を奨学教育基金積立金として追加補正するものが主なものであります。

議案第30号「令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ139万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,696万円とするものとし、あわせて繰越明許費の設定及び地方債の変更を行うものであります。

今回の補正につきましては、歳出の流域下水道事業費において、阿武隈川下流流域下水道建設費負担金の額の確定に伴い139万8,000円を減額補正するものであります。歳入においても事業費の減額に伴い流域下水道事業債130万円を減額補正するほか、一般会計繰入金9万8,000円を減額補正するものであります。

また、年度内に完成が難しい2事業を令和2年度に繰り越すため繰越明許費を設定するほか、地方債補正について流域下水道事業債の借入限度額を変更するものであります。

議案第31号「令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第6号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ658万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,443万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、これまでの給付実績等から、居宅介護サービス計画給付費150万7,000円を追加補正するものであります。また、歳入歳出差し引きにより歳入超過が生じるため、介護給付費準備基金積立金507万6,000円を追加補正するものであります。

歳入につきましては、歳出における保険給付費の追加補正に対する国・県支出金、支払基金交付金、介護給付費繰入金などのルール分としてそれぞれ追加補正するもののほか、国の保険者機能強化推進交付金の額が確定したことから、542万1,000円を追加補正するものであります。

議案第32号「令和元年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入予算の補正を行うものでありますが、補正後の総額は変わらず3億172万円となるものであります。

今回の補正につきましては、繰越金の額が確定したことから296万6,000円を追加補正するとともに、一般会計繰入金を同額減額補正するものであります。

議案第43号「農業委員会委員の任命」につきましては、現在欠員が生じている農業委員1名を補充するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

最後に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第3号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、令和元年度亘理第5-1号汚水枝線（その1）工事において、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和2年1月21日に専決処分したものであります。

報告第4号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成30年度亘理第5-1号汚水枝線（その4）工事（繰越）において、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和2年2月3日に専決処分したものであり、報告第3号及び報告第4号の2件の案件について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。

以上、提出議案等ではありますが、慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） 令和2年度施政方針及び提出議案の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時20分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 澤井 俊一

署名議員 佐藤 正司